

令和 6 ・ 7 年度 競争入札参加資格審査申請書提出要領 【令和 7 年度追加受付分】

徳島市が発注する用地取得事務に関する業務（以下「用地業務」という。）に係る入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加資格審査申請書を提出してください。

なお、この要領は徳島県外に本社、又は本店を有する者のうち、令和 6 ・ 7 年度の競争入札有資格者名簿の登載されていない者が対象です。（県内の業者は、別に要領を定めています。）

1 用地業務の登録業種

登 録 業 種 名	登 録 要 件
権利登記業務	司法書士法（昭和 2 5 年法律第 1 9 7 号）第 8 条による登録を受けている者
	※ 個人業者のみ登録可能（法人業者不可）
表示登記業務	土地家屋調査士法（昭和 2 5 年法律第 2 2 8 号）第 8 条による登録を受けている者
	※ 個人業者のみ登録可能（法人業者不可）
鑑定業務	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 3 8 年法律第 1 5 2 号）第 2 2 条による登録を受けている者
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（昭和 5 9 年建設省告示第 1 3 4 1 号）第 2 条による登録を受けている者
	※ なお、登録できる業務は次のいずれかに該当する業務とします。 ・ 上記規程における登録部門（総合補償部門を除く。） ・ 申請者が雇用している補償業務管理士（（社）日本補償コンサルタント協会の認定資格）の登録部門 [常勤の職員に限る。]

※ 法人として登録する場合は、個人としては登録できません。

※ 「補償コンサルタント業務」については、用地業務とあわせて、『建設工事に関する調査、測量及び設計業務等』においても入札参加資格の申請を受け付けています。

2 申請書受付期間及び資格有効期間

申請書受付期間	資格有効期間
令和 7 年 7 月 1 日 ～ 令和 7 年 7 月 31 日	令和 7 年 9 月 1 日 ～ 令和 8 年 5 月 31 日
令和 7 年 8 月 1 日 ～ 令和 7 年 8 月 31 日	令和 7 年 10 月 1 日 ～ 令和 8 年 5 月 31 日
令和 7 年 9 月 1 日 ～ 令和 7 年 9 月 30 日	令和 7 年 11 月 1 日 ～ 令和 8 年 5 月 31 日
令和 7 年 10 月 1 日 ～ 令和 7 年 10 月 31 日	令和 7 年 12 月 1 日 ～ 令和 8 年 5 月 31 日
令和 7 年 11 月 1 日 ～ 令和 7 年 11 月 28 日	令和 8 年 1 月 1 日 ～ 令和 8 年 5 月 31 日

※ 期間中の土曜日・日曜日・祝日は除きます。

3 提出先

徳島市総務部契約監理課（工事契約担当）

【住所】〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地（徳島市役所6階）

【電話】088-621-5326・5327

4 提出方法

原則郵送（ただし、書類不備の場合は受付しません。）

※ 持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までの間は除きます。）となります。

※ 郵送の場合は、各受付期間の最終日までの消印有効となります。

5 提出書類

次のとおり提出してください。

(1) 提出書類一覧

No.	提出書類名
①	一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書 【徳島市指定様式】
②	営業所一覧表 【統一様式 様式2】
③	登記事項証明書（法人）、身分証明書（個人）（写し可）
④	納税証明書（国・県・市町村）（写し可）
⑤	業務に関する登録証明書等（写し可）
⑥	測量等実績調書（直前2年間分） 【統一様式 様式3】
⑦	財務諸表類（直前1年度分）
⑧	技術職員数調 【徳島市指定様式第2号】
⑨	委任状（年間委任する場合）（任意様式）
⑩	徳島県内の営業所等届出書 【徳島市指定様式第8号】
⑪	暴力団排除に関する誓約書 【徳島市指定様式第11-3号】
⑫	業者カード 【徳島市指定様式第5号】

(2) 提出書類の作成にあたって

- 提出書類の様式は所定の様式（徳島市様式又は中央公契連統一様式）を使用してください。
- 各証明書類は申請書提出時の直前3カ月以内に発行されているものとします。
- 「業者カード」以外の書類を上記の順番どおりホッチキス等で綴じて、1部提出してください。（ファイルは不要です。）
「業者カード」は他の綴じた提出書類にクリップ等で留めて、1部提出してください。
- 提出書類に虚偽の記入をした者は、競争入札に参加できなくなるので、必ず事実に基づいて記入してください。

(3) 提出書類様式のダウンロード先

徳島市ホームページの「入札・契約情報」→「入札情報（建設工事・建設工事関連業務委託等）」→「競争入札参加資格審査申請（工事等）」→「競争入札参加資格審査申請手続きのお知らせ（用地業務）」のページに掲載しています。

（アドレス）

https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/kouji/sanka_shikaku/shinsei_youti.html

(4) 申請書の受付受理書

会社の控えとして受付印が必要な場合は、各自で受理書や申請書の写し等を準備の上、上記の提出書類と一緒に提出してください。郵送により受理書等の送付を希望する場合は、切手を貼付した返信用封筒もあわせて提出してください。

6 提出書類の作成要領

各提出書類については、次の要領により作成してください。なお、申請書等の記入にあたっては、別に定めるものを除くほか、申請日をもって記入してください。

(1) 一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書 【徳島市指定様式】

(2) 営業所一覧表 【統一様式 様式2】

(9)の委任状の提出がある場合のみ提出して下さい。

(3) 登記事項証明書（法人）、身分証明書（個人）

法人の場合は法務局発行の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を、個人の場合は住所地市町村発行の身分証明書（それぞれ写し可）を提出してください。

(4) 納税証明書

申請日直前1年の各事業年度における次に該当するもの（写し可）を提出してください。課税が無い場合もその旨の証明書が必要です。

なお、②・③の証明書については、徳島市内に営業所を有する場合のみ、年間委任するかどうかにかかわらず、提出してください。（徳島市内に営業所を有しない場合は、①の証明書のみ提出してください。）

① 所轄税務署発行の「法人税」（法人の場合）又は「所得税」（個人の場合）及び「消費税及び地方消費税」について、未納額の無いことを証する書面（様式その1、その3、その3の2、その3の3のいずれか）

② 徳島県発行の「法人県民税」、「法人事業税」、「地方法人特別税」（法人の場合）又は「個人事業税」（個人の場合）について、未納額の無いことを証する書面

③ 市町村発行の「法人市町村民税」（法人の場合）又は「市町村民・県民税」（個人の場合）及び「固定資産税」について、未納額の無いことを証する書面

(5) 業務に関する登録証明書等

司法書士、土地家屋調査士、不動産鑑定業、補償コンサルタント等の登録を受けている事業については、それぞれ登録を受けていることを証する書類（写し可）を提出してください。

なお、補償コンサルタントについては、登録部門が分かる書類に限ります。

(6) 測量等実績調書 【統一様式 様式3】

○ 登録を受けている業種又は入札参加希望業種別に作成してください。

○ 申請日の直前2年間の主な完成業務及び未完成業務について記入してください。（各業種の全実績高の7割程度は記入してください。）

(7) 財務諸表類

○ 申請日直前1年度分の決算に係る次の書類を提出してください。

- ・ 法人の場合：貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表
- ・ 個人の場合：貸借対照表、損益計算書

- 事業に関する登録機関に決算期が終了した場合に提出することになっている現況報告書で定められた様式がある場合は、それを使用して作成してください。

様式が定められていない場合は、税務申告で使用した様式を流用して作成、又は建設業法施行規則に定める財務諸表様式を使用して作成してください。

- 受付期間中に申請日直前1年の事業年度の財務諸表の作成が完了していない場合は、その前年度の財務諸表を提出してください。

(8) 技術職員数調 【徳島市指定様式第2号】

- 申請日の前日における常勤の職員（代表者を含む。）のうち、技術職員について記入してください。
- 記入にあたっては、記入例を参考にしてください。なお、技術士については登録部門及び選択科目まで、RCCM及び補償業務管理士については登録部門まで記入してください。
- 技術職員数調に代えて、技術者経歴書〔統一様式 様式4〕により提出いただいても結構です。ただし、記入にあたっては、上記の記入方法の例により記入してください。

(9) 委任状（年間委任する場合）

- 『建設工事』又は『建設工事に関する調査、測量及び設計業務等』の入札参加資格を申請している場合は、各業務の受任者と統一してください。
- 委任期間は、資格有効期間の初日 ～ 令和8年5月31日 となります。
- 委任状は任意の様式で作成してください。また、事業者の方の負担軽減を図るため、委任状への押印は不要とします。

(10) 徳島県内の営業所等届出書 【徳島市指定様式第8号】

申請日現在、徳島県内に営業所等を有する場合に提出してください。

(11) 暴力団排除に関する誓約書 【徳島市指定様式第11-3号】

「年月日」の欄に(1)の審査申請書の提出日と同じ日付を記入し、記名のうえ提出してください。

(12) 業者カード 【徳島市指定様式第5号】

- 「2カ年平均業務高」は、直前2年の各営業年度の決算に基づく契約金額欄の前々年度分と前年度分の合計額を2で除した金額を記入してください。
- 「希望業務内容」の欄は、指名を希望する業務内容に○印を付けてください。ただし、登録要件を満たす業務内容以外は希望できません。
- 「有資格者数」の欄は、(8)の技術職員数調に記入した有資格者の人数を記入してください。
なお、1人で2種類以上の資格を有する場合は重複して計上してください。ただし、1・2級、士・士補等の資格を有している場合は上位のもののみ計上してください。
(※ 各項目の資格の内容は別添の資格一覧表によるものとします。)
- その他、記入にあたっては、記入例を参考にしてください。
- 業者カードは、他の綴じた提出書類にクリップ等で留めて提出してください。

7 資格の認定及び競争入札有資格者名簿への登載の通知

資格審査の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者については、資格に関する格付けを行い、競争入札参加資格有資格者名簿に登載します。

なお、令和7年度追加受付から競争入札参加資格有資格者名簿への登載について、資格認定

通知書の送付は廃止されました。競争入札参加資格有資格者として認められた者があれば、掲載された競争入札有資格者名簿の徳島市ホームページにて公開を行います。各有効期間の当初に公開を予定していますので、インターネット上での資格確認をお願いいたします。

8 変更届の提出について

競争入札参加資格審査申請書提出後、代表者や住所の変更等又は合併等があった場合は、必要書類を添付のうえ、すみやかに変更届を提出してください。

◆ 変更届のダウンロード先

https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/kouji/sanka_shikaku/henkou.html

【問い合わせ先】

徳島市総務部契約監理課（工事契約担当）

（住所）〒770－8571 徳島市幸町2丁目5番地（徳島市役所6階）

（電話）088－621－5326・5327

技術者資格一覧表

種類	内容
一級建築士	建築士法による一級建築士の免許を受けている者
二級建築士	建築士法による二級建築士の免許を受けている者
建築設備資格者	建築士法による建築設備士の登録を受けている者
建築積算資格者	(社)日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者
一級土木施工管理技士	建設業法による技術検定のうち検定種目を一級の土木施工管理とするものに合格した者
二級土木施工管理技士	建設業法による技術検定のうち検定種目を二級の土木施工管理とするものに合格した者
測量士	測量法による測量士の登録を受けている者
測量士補	測量法による測量士補の登録を受けている者
環境計量士	計量法による計量士(環境計量士(濃度関係、騒音・振動関係)に限る)の登録を受けている者
不動産鑑定士	不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士の登録を受けている者
不動産鑑定士補	不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士補の登録を受けている者
土地家屋調査士	土地家屋調査士法による土地家屋調査士の登録を受けている者
司法書士	司法書士法による司法書士の登録を受けている者
技術士(建設部門)	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門に合格し、同法による登録を受けている者
技術士(農業部門)	技術士法による第2次試験のうち技術部門を農業部門(選択科目を農業土木とするものに限る)に合格し、同法による登録を受けている者
技術士(森林部門)	技術士法による第2次試験のうち技術部門を森林部門(選択科目を森林土木とするものに限る)に合格し、同法による登録を受けている者
技術士(水産部門)	技術士法による第2次試験のうち技術部門を水産部門(選択科目を水産土木とするものに限る)に合格し、同法による登録を受けている者
技術士(上下水道部門)	技術士法による第2次試験のうち技術部門を上下水道部門(選択科目を上水道及び工業用水道、下水道とするものに限る)に合格し、同法による登録を受けている者
技術士(衛生工学部門)	技術士法による第2次試験のうち技術部門を衛生工学部門に合格し、同法による登録を受けている者
技術士(電気電子部門)	技術士法による第2次試験のうち技術部門を電気電子部門に合格し、同法による登録を受けている者
技術士(機械部門)	技術士法による第2次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を流体機械、建設、鉱山、荷役及び運搬機械、機械設備とするものに限る)に合格し、同法による登録を受けている者
技術士(情報工学部門)	技術士法による第2次試験のうち技術部門を情報工学部門に合格し、同法による登録を受けている者
技術士(応用理学部門)	技術士法による第2次試験のうち技術部門を応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る)に合格し、同法による登録を受けている者
技術士(総合技術監理部門)	技術士法による第2次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目を上記各部門の選択科目(記載のない部門は全ての選択科目)とするものに限る)に合格し、同法による登録を受けている者
第一種電気主任技術者	電気事業法による第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者
第一種伝送交換主任技術者	電気通信事業法による第一種伝送交換主任技術者証の交付を受けている者
線路主任技術者	電気通信事業法による線路主任技術者証の交付を受けている者
RCCM	(社)建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者
地質調査技士	(社)全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格試験に合格し、登録を受けている者
補償業務管理士	(社)日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者
公共用地経験者	官公庁等に勤務し、公共用地の取得業務に従事した実績のある者で、その実務経験が10年以上の者